

第4号議案 令和 5 年度 役員及び構成員名簿
及び規約改正

規約改正の内容

12 P

- ① 役員数・役職等の変更
- ② 輪番制の制定（別紙名簿あり）
- ③ 書記と会計を1つに

13 P

- ④ 番号の変更
- ⑤ 任期・再任の変更

(別記6-1)

須恵・深田畑総地帯活動組織規約

平成 26 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 6 月 30 日一部改正
平成 28 年 10 月 18 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 11 月 26 日一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条

この活動組織は、須恵・深田畑総地帯活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第 2 条

活動組織は、主たる事務所をあさぎり町免田東1199番地に置く。

(目的)

第 3 条

活動組織は、第5条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、あさぎり町須恵・深田集落に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(運営)

第 4 条

活動組織は、あさぎり町広域協定(平成27年6月29日設立)に参加することとし、あさぎり町広域協定書及びあさぎり町広域協定運営委員会規則及び細則に則って運営することとする。

第 2 章 構成員等

(構成員)

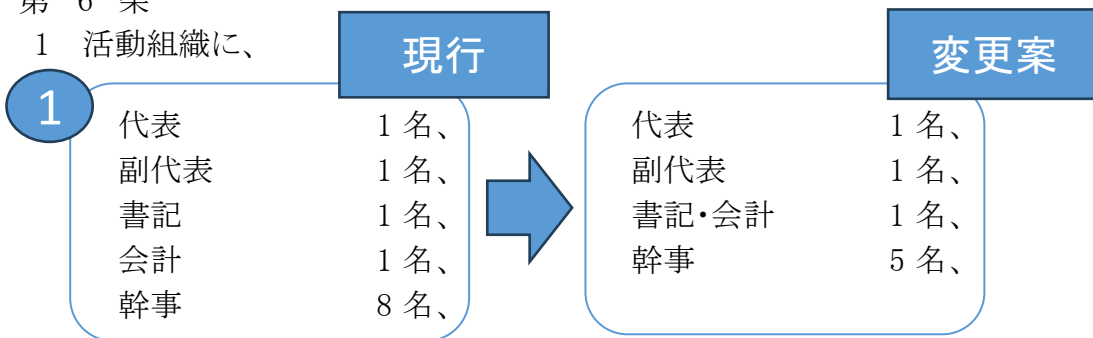
第 5 条

活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

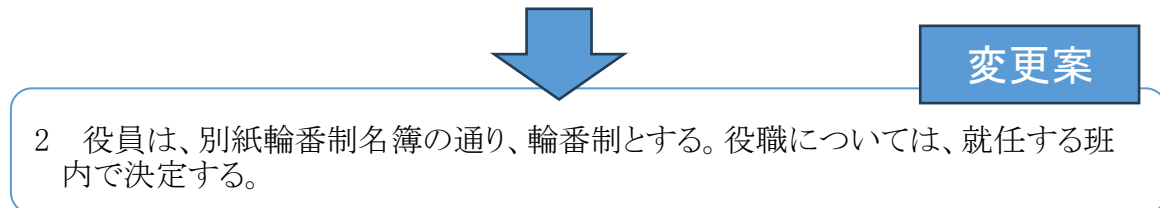
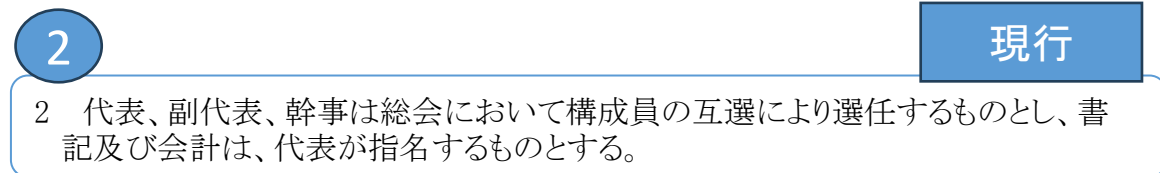
第 3 章 役員等

第 6 条

1 活動組織に、

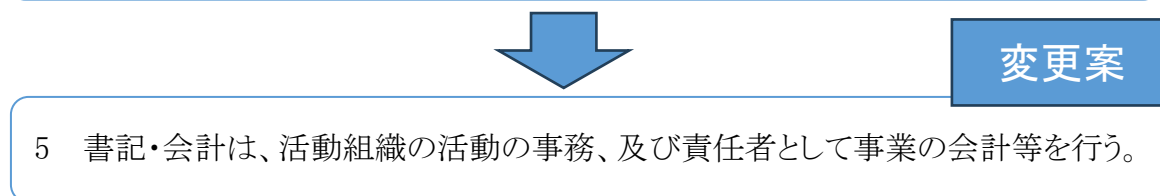
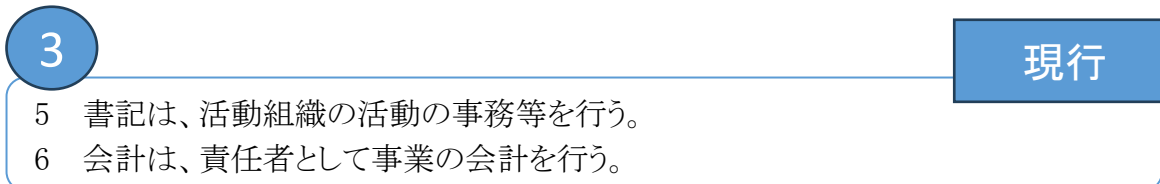


を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。



3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。



4 現行

7 幹事は、本組織の運営調整及び構成員との連絡調整を行う。



変更案

6 幹事は、本組織の運営調整及び構成員との連絡調整を行う。

(役員の任期)

第 7 条

5

現行

1 役員の任期は、5年とし再任を妨げない。



変更案

1 役員の任期は、2年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第 4 章 総会

(総会の開催)

第 8 条

- 1 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 その他代表が必要と認めるとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第 9 条

総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。

- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第 10 条

- 1 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第8条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第11条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第 11 条

次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第 5 章 事務、会計

(書類及び帳簿の備付け)

第 12 条

活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第 13 条

活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第 14 条

活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(活動計画の作成)

第 15 条

活動計画は、役員会(又は総会)の議決を得てこれを定める。

(物品の管理)

第 16 条

活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

第 6 章 雑則

(細則)

第 17 条

多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第6条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第7条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第15条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

令和 4 年度名簿

① 役員

番号	役職名	氏名	地区	役員報酬
1	代表		須恵	20,000
2	書記		須恵	15,000
3	会計		深田	15,000
4	幹事		深田	10,000
5	幹事		須恵	10,000
6	幹事		深田	10,000
7	幹事		深田	10,000
8	幹事		深田	10,000
9	幹事		須恵	10,000
10	幹事		須恵	10,000
11	幹事		須恵	
12	副代表			

計 120,000

※副代表の報酬は15,000円

令和 5 年度名簿

① 役員

番号	役職名	氏名	地区	役員報酬
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

計

※新任役員の皆様は、役職を決めるためにも、12月中旬頃までに役員会をお願いします。できれば、本日、総会終了後に日程決めをお願いします。

② 農業者

番号	備考	氏名	地区
1		深田	脱退
2		深田	
3		深田	
4		深田	
5		深田	
6		深田	
7		深田	
8		深田	
9		深田	
10		深田	
11		深田	
12		深田	
13		深田	
14		深田	
15		深田	
16		深田	
17		須恵	
18		須恵	
19		須恵	
20		須恵	

② 農業者

番号	備考	氏名	地区
1			深田
2			深田
3			深田
4			深田
5			深田
6			深田
7			深田
8			深田
9			深田
10			深田
11			深田
12			深田
13			深田
14			深田
15			深田
16			須恵
17			須恵
18			須恵
19			須恵

番号	備考	氏名	地区
21			須恵
22			須恵
23			須恵
24			須恵
25			須恵
26			須恵
27			須恵
28			須恵
29			須恵
30			須恵
31			須恵
32			須恵
33			須恵
34			須恵
35			須恵
36			須恵
37			須恵
38			須恵
39			須恵
40			須恵
41			須恵
42			須恵

③ 農業者以外

番号	備考	氏名	地区
1			須恵

④ 集落内のその他の団体(婦人会、老人会他)

番号	団体名
1	覚井区 今村 班長
2	覚井区 覚井 班長
3	覚井区 上手 班長
4	覚井区 石坂 班長
5	屯所区 湯の原 班長
6	仁王区 永峰 班長
7	仁王区 加茂 班長
8	庄屋区 区長
9	あさぎり町消防団第12分団 分団長
10	あさぎり町消防団第14分団 分団長

番号	備考	氏名	地区
20			須恵
21			須恵
22			須恵
23			須恵
24			須恵
25			須恵
26			須恵
27			須恵
28			須恵
29			須恵
30			須恵
31			須恵
32			須恵
33			須恵
34			須恵
35			須恵
36			須恵
37			須恵
38			須恵
39			須恵
40			須恵
41			須恵

③ 農業者以外

番号	備考	氏名	地区
1			須恵

番号	団体名	
1	覚井区 今村 班長	
2	覚井区 覚井 班長	
3	覚井区 上手 班長	
4	覚井区 石坂 班長	
5	屯所区 湯の原 班長	
6	仁王区 区長	加入
7	仁王区 永峰 班長	
8	仁王区 加茂 班長	
9	庄屋区 区長	
10	あさぎり町消防団第12分団 分団長	
11	あさぎり町消防団第14分団 分団長	